日出町議会基本条例 逐条解説

平成28年1月

日出町議会

日出町議会基本条例 (逐条解説)

目 次

```
前文 [2P]
第1章 総則
  第1条 (目的)[4P]
第2章 議会及び議員の責務
  第2条 (議会の責務) [5P]
  第3条 (議員の責務) [5P]
第3章 議会及び議員の活動
  第4条 (議会の活動)[7P]
  第5条
       (委員会の活動)[8P]
       (議員の活動)[10P]
-
  第6条
       (危機管理)[11P]
  第7条
第4章 町民と議会の関係
  第8条 (町民との関係)[14P]
       (議会広報の発行)[15P]
  第9条
第5章 議会と行政の関係
  第10条 (議会と町長等の関係)[17P]
  第11条 (政策等の監視及び評価)[18P]
  第12条 (予算又は決算における政策資料の作成)[18P]
  第13条 (議会の議決すべき事件)[19P]
第6章 自由討議の拡大
  第14条 (自由討議の合意形成)[20P]
第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇
  第15条 (議員政治倫理)[21P]
  第16条 (議員定数)[21P]
  第17条 (議員報酬)[22P]
第8章 議会及び議会事務局の体制整備
  第18条 (議会改革特別委員会)[23P]
  第19条 (議員研修の充実) [23P]
  第20条 (議会事務局の体制整備)[24P]
  第21条 (予算の確保)[24P]
第9章 最高規範と見直し手続き
  第22条 (最高規範性)[25P]
  第23条 (見直し手続)[25P]
```

第24条 (条例の遵守等)[26P]

附則 [27P]

町民の選挙で選ばれた議員により構成される日出町議会と同じく選挙で選ばれた日出町長は、二元代表制の下で日出町の代表機関を構成する。地方分権の推進により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中、二元代表制の一翼である議会の役割と責任は、これまで以上に重要なものとなっている。このため、議会は、町長その他執行機関と対等な関係を構築し、それぞれの特性を生かしながら、町民の福祉向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び監視機関としての責務を十分に果たさなければならない。

さらに議会は、町民協働のまちづくりを実現するため、町民への情報発信と意見収集を積極的に行い、政策をめぐる立案・決定・執行・評価における論点・争点を明確にし、町民に対して意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。このため、議会はたゆまず改革を推進するとともに、議員は自己研さんと資質の向上に努めなければならない。

よって議会は、地方自治の本旨にのっとり、町民全体の福祉の向上と活力あるまちの発展のため、町民に開かれた議会を推進するとともに、議会運営の基本事項を定め、議会及び議員の役割と活動の指針を明確にすべく、この条例を制定する。

【解説】

この条例を制定するに当たっての日出町議会の使命、役割及び決意を述べています。

日出町議会は、これまで、議員定数の削減や予算委員会の常設化を含む委員会の再編、議会改革特別委員会の設置などの自主的な改革を進め、町民の代表機関として自ら襟を正すとともに、議会が担うべき様々な機能の充実に努めてきました。しかし、近年の地方分権の一層の推進に伴い、現在、地方議会の在り方が大きく問われている中、二元代表性(※1)の下で多くの権限と責任を担う議会は、自主的・自立的な活動及び議会の果たすべき団体意思決定や執行機関監視の機能強化はもちろん、政策立案機能を最大限発揮し、自らの創意と工夫により町民と協働のまちづくりを推進していかなければなりません。前文では、議会基本条例の趣旨やこの条例を制定することの意義について定め、今後、議会が目指すべき姿として、広く町民の声を聞く「公聴」、「町民参加の推進」、「議員間議論の尊重」、「情報公開の徹底」を行い、町民にとって分かりやすく、開かれた議会を目指し、また、その指名を果たすため、地方自治の本旨(※2)にのっとり、不断の取り組みによって議会の担うべき各機能を強化し、町民福祉の向上と町の健全な発展を実現することを決意しています。

【参考】

- **※1 二元代表制** 国の議院内閣制とは異なり、地方公共団体の基本構造として、執行機関としての独任制の町長と、議事機関としての合議制の議会を設置し、長と議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制といいます。(憲法第93号第2項)
- ※2 地方自治の本旨 憲法第92条において「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。ここでいう法律のうち最も基本的なものが地方自治法です。地方自治の本旨とは、一般的に、住民自治及び団体自治の2つの意味における地方自治を確立することとされています。住民自治とは、その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われていることをいいます。団体自治とは、地方の住民の意思を反映した、国とは別の独立した各々の統治機構が自主的に地方公共団体の事務(地方の行政)を担当する機能を有することをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に規定する日出町議会の使命、役割及び決意を踏まえ、日出町議会(以下「議会」という。)及び日出町議会議員(以下「議員」という。)の在り方等に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と、議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、もって町民福祉の向上と健全な町政発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、日出町議会基本条例の目的を定めています。

前文で述べた使命、役割及び決意を踏まえ、議会及び議員の活動原則や自主的・自律的な議会活動に関する基本的事項を定め、合議制の機関(※1)である議会と議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、着実に実行することで、町民により開かれた議会となり、町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とすることを規定しています。

【参考】

※1 合議制の機関 複数の議員による議論(合議)を経て意思決定を行う機関(合議体)のことで、判断の慎重さや公正さ、利害の公平な調和を図る場合に適しています。

第 2 章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

第2条 議会は、町民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から町民福祉の向上と町の発展のための適切な選択をし、議論の過程を積極的に公開しなければならない。

【解説】

前条の目的実現のために、町民の多様な意見を代表する機関である議会として、果たすべき責務を定めています。

独任制の機関である町長は、広範多様な町民の意見の把握に物理的に限界があることに対し、議会は、町民の直接投票により選挙された複数の議員から構成される合議体であり、幅広い民意を把握することが可能となります。そこで本条では、様々な行政課題に対する解決の選択肢の中から、町民の意思にかなう最も適切な選択をしなければならないという合議体としての議会の決定責任を明確化しています。併せて、議会の活動を町民の注視の下に置くこと、また、町民の批判監視の機会を確保することで、民意がどのように反映しているか、公正な議事がなされているかを確認することが、議会の町民代表性を維持するために不可欠であるとの認識から、議会として議論の過程を積極的に公開しなければならないことを明確化しています。

(議員の責務)

第3条 議員は、町民の代表として、品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、町民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、町民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

【解説】

第1条の目的実現のために、町民の代表である議員として、果たすべき責務を 定めています。 議員としての品位保持と個々の能力の向上はもちろん、広範な情報収集で町民意見を把握し、町民全体の利益を見定めたうえで、町民福祉の向上と町の発展に最も適切な決定を議会が行っていくよう、一人ひとりの議員がそれぞれの職務を遂行しなければならないことを定めています。とりわけ定例会(※1)及び臨時会(※2)における議会の意思決定においては、積極的に町民意見を聴取し、地域の課題等を把握したうえで、特定の利益に偏ることなく、町民・町にとって何が全体の利益となるかを勘案し、最も適切なものへと導くよう努めなければならないことを定めています。

【参考】

- **※1 定例会** 付議事件の有無に限らず、定期的に召集される議会のことで、現在のところ多くの地方議会が、定例会については4会期制(日出町議会は、毎年度第1回定例会が3月、第2回が6月、第3回が9月、第4回が12月)をとっています。
- ※2 臨時会 必要があるとき、特定の事件に限り、その事件を審議するため召集される議会で、回数に制限なく開くことができます。多くの場合、首長の判断で召集を行いますが、議長が議会運営委員会の議決を経て、付議事件を示して召集を請求したとき、または、議員定数の4分の1以上の者が付議すべき事件を示して請求をしたときは、首長は請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。一方、議長及び議員からの請求にもかかわらず、首長が20日以内に召集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。(平成24年地方自治法改正)

第 3 章 議会及び議員の活動

(議会の活動)

- 第4条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担う。
 - (1) 議案等の審議及び審査により、町の意思決定を行うこと。
 - (2) 町政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて日出町長(以下「町長」という。)及び執行機関の長(以下「町長等」という。)の事務を監視し、政策の効果を適切に評価すること。
 - (3) 必要な条例の制定を通じて自治立法権を有効に発揮するとともに、意見書の提出、決議等により積極的に政策の形成、政策の提言等を行うよう努めること。
 - (4) 内外の社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、調査機能の 向上に努め、町民の視点に立った政策を形成すること。
- 2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。
 - (1)町民の代表にふさわしい充実した審議及び審査並びに討議を行うこと。
 - (2) 町民からの信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性 及び透明性を確保すること。
 - (3) 町民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
 - (4) 町民の町政への参加意欲と理解が高まるように、分かりやすい言葉を 用いた議会運営及び情報発信を行い、説明責任を果たすこと。

【解説】

議会の責務を果たしていくため、議事機関(※1)としての議会の役割を具体的に規定し、その役割を果たすための基礎となる議会活動の原則を定めています。

- 第1項 議事機関としての議会の役割を規定しています。
- (第1号)地方自治法で定められている議会の権限(※2)をもって、議案等の審議(※3)、審査(※4)を行い、本町の意思決定を行うことを明記しています。
- (第2号)活発な質疑(※5)・質問(※6)や調査研究を行い、議会として町長等の事務が適正に執行されているかどうかを監視し、その成果を適切に評価することまでを活動原則とすることを明記しています。
- (第3号)議会は、単なる確認機関、監視機関という受動的な位置だけではなく、 自主的な立場で政策を企画・立案し、その役割を十分果たすべく、主導的に政

策を誘導していくことが求められています。そのため、議会の高い町民代表性を 生かした必要な条例の制定や意見書の提出、決議等により、政策の形成、提言 等を積極的に行うよう努めることを明記しています。

- (第4号) 広い視野と多角的な視点から町を取り巻く社会情勢を把握するよう調査機能(能力)の向上に努め、その成果を、町民の視野・視点に立ち戻って政策形成を行うことを明記しています。
- **第2項** 第1項に掲げる議会の役割を果たすための議会の活動原則を規定しています。
- (第1号) 住民によって直接選挙で選ばれた議員で構成される合議制の議事機関として、町民の代表としてふさわしい充実した審議・審査・討議を行うことを明記しています。
- (第2号)議会への理解と信頼向上のため、たゆまぬ研さん、日々連綿と努力を続け、議会運営や議会における意思決定においては、公正性や透明性の確保に努めなければならないことを明記しています。
- (第3号)本会議(※7)などの傍聴制度、公聴会、参考人、請願、陳情など法令上町民が議会に関わることのできる諸制度については、町民が参加しやすいよう心掛け、開かれた議会運営を行うことを明記しています。(※8)
- (第4号)町民の町政や議会に対する認知度、理解度、関心度を高め、また町政への町民参加の推進を図るため、町民に対し、分かりやすいことばを用いて定例会等の議会運営や情報発信を行い、もって説明責任を果たすことを明記しています。

(委員会の活動)

- **第5条** 議会に置かれる常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)の審査に当たっては、その所管する事務について、積極的に調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする。
- **2** 委員会の審査に当たっては、町長等に対し資料等の公開を求め、町民に 対し分かりやすい議論を行わなければならない。
- 3 委員会は、町民からの要請に応じ、審査の経過及び所管に関する行政課題等を説明するため、説明会、懇談会等を積極的に行なうよう努めるものとする。
- 4 委員長は、委員会の秩序保持し、委員長報告を自ら作成するとともに、質 疑に対する答弁も責任を持って行い、委員会審査報告を行うときは、審査の 内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。

【解説】

委員会は、議会の構成員たる議員の一部をもって構成する会議体によって、より効果的・効率的に審議活動を行わせることを目的として設置される議会の内部機関となります。委員会の運営については、地方自治法で定めるもののほか条例で定めることとされ、その内容は、法令に違反しない範囲内で、各議会が自由に定めることになります。今日、委員会が議案(※9)審査、議会運営の中心となっており、また、平成18年の地方自治法の改正で、委員会による議案提出権が認められたことにより、委員会の果たす役割は今後ますます重要なものとなることから、議会に置かれる委員会の基礎となる活動原則について定めるものです。

第1項 日出町議会では、日出町議会会議規則、日出町議会委員会条例を定め、委員会の組織と運営について規定し、常任委員会として総務産業委員会、福祉文教委員会、予算委員会を設置しています。また、議会の円滑な運営を図るため議会運営委員会を設置し、定例会の会期や議事日程などの議会の運営に関する事項や、臨時会の招集請求など議長の諮問を受けた事項について審査を行います。特別委員会は、常任委員会とは異なり、特定の付議事件の審査のためにその都度設けられるものですが、議会報編集特別委員会及び議会改革特別委員会については、本条例の9条及び18条にそれぞれ設置することをあえて規定し、活動の充実・強化を図ります。決算特別委員会は、毎年度、各種会計歳入歳出決算の認定の際(9月定例会)にのみ設置されます。

委員会の所管する事務については、独自の立場で専門性を活かして負託事件の調査研究を行い、積極的に政策提案を行うよう努めるものとすることを規定しています。

第2項及び第3項 条例第4条第2項の規定に基づき、委員会審査において、 町民に対し分かりやすい議論を行うとともに、町民からの要請に応じて積極的に 説明会や懇談会等を行なうよう努めるものとすることを規定しています。

第4項 委員長は、委員会の秩序を保持し、効率的な議事の整理や事務をつかさどり、委員会の舵取り役として、専門的な調査・審査を行う委員会の特性を発揮させるよう努めることを明記しています。また、本会議の議案に対する賛否や所管事務の報告は、委員長自らが作成し、議員間の議論の内容や執行部への意見・質問、また、それに対する執行部の答弁を含めて、町民に対して審査の内容が分かりやすい報告となるよう努めなければならないことを規定しています。

(議員の活動)

- 第6条 議会の意思は、会議に出席した全ての議員による定例会又は臨時会の会議(以下「本会議」という。)でこれを決定する。
- 2 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関である議会の構成 員として、主に次に掲げる役割を担う。
 - (1) 本会議及び委員会(以下これらを「会議等」という。)に出席し、議案等の審議、審査等を行うこと。
 - (2) 町民の多様な意見を的確に把握するとともに、町政に関する調査研究 を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。
 - (3)様々な機会を活用して、町民への説明責任を果たすこと。
- **3** 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
 - (1)議員は、議会が議論の府であること及び合議制機関であることを十分に 認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (2) 議員は、一部団体及び地域の代表に捉われず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
 - (3) 自己の能力を高める不断の研さんにより、資質の向上を図ること。

【解説】

議員の責務を果たすために、議会の構成員であり公職である議員の役割と活動原則を定めています。

- 第1項 議会の意思決定は、議場に集まった議員の全てが出席する定例会及 び臨時会の会議(本会議)でのみこれを行うことができるとするもの。本会議は、 全議員が一堂に会して審議を行う、議会において最も基本的かつ重要な会議で あって、町としての団体意思、議会として機関意思は、本会議で決定されることで、 これが有効になります。
- **第2項** 議員としての主な役割を規定しています。
- (第1号)本会議及び委員会(本会議等)に出席して本町の意思決定に参画し、 議案等の審議、審査等を行うことを明記しています。
- (第2号) 日々変化する社会情勢を踏まえ、町民の多種多様な意見を的確に 把握し、積極的な町政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を 行うことを明記しています。
 - **(第3号)**自己の町政の課題に対する判断や議員活動について、さまざまな機

会を活用して、町民への説明責任を果たすことを明記しています。

- **第3項** 第1項に掲げる議員の役割を果たすための議員の活動原則を規定しています。
- (第1号)多様な町民意見を反映し、政策の形成や決定における議会活動の水準を高めるため、議会が議論の府であり合議制機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を推進することを明記しています。
- (第2号) 地方分権の進展に伴い、合議制の機関を構成する議員の活動領域は拡大方向にあることから、議会の定例会・臨時会に限らず、積極的に町民意見を聴取して地域の課題を把握した上で、特定の利益に偏ることなく、何が全体の利益になるか勘案し、町民全体の福祉向上を目指して活動することを明記しています。
- (第3号) 議会に求められる監視機能、調査機能、政策形成機能や議決機関としての機能、また、本会議や委員会における質疑・質問、調査研究、議会運営上の透明性の確保や情報の発信などは、議員一人ひとりの意識と行動によることから、議員は、町民の意見と町政の課題を的確に把握し、町民福祉の向上と町の発展に資する調査研究を積極的に進め、選挙で選ばれた町民を代表する機関を構成する者として、自ら襟を正し、資質の向上を図ることを明記しています。

(危機管理)

- 第7条 議会は、災害等の不測の事態から町民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図られるように、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。
- 2 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、町長等と連携して、次のとおり対応するものとする。
 - (1) 議長は、議員による協議又は調整を行うため、協議会等を開催すること。
 - (2) 議会及び議員は、状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて町長等に対し、提言及び提案を行うこと。
- 3 危機管理の体制及び対応については、別に定める。

【解説】

地震等の大規模災害発生時において、総合的かつ機能的な活動が図られるよう議会及び議員としての役割や行動を明確にし、また、町長等と協力し、町の

災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な災害対応に資するよう定めています。

第1項 議会及び議員は、緊急時における危機管理体制の整備に努めなければならないことを規定しています。

第2項 災害時の議会及び議員の対応について規定しています。

(第1号) 災害等の不測の事態が発生した場合、その災害の規模に応じては、 議長は、議員による協議又は調整を行うため、協議会等を開催することを明記しています。

(第2号) 災害等の不測の事態が発生した場合、議会及び議員は、自ら情報 収集に努め、町民の意見や要望を的確に把握し、必要に応じて町長等に対し、 提言や提案を行うことを明記しています。

第3項 第5条1項の規定に基づき、危機管理の体制や対応については、「日 出町議会における災害発生時の対応要綱」で別に定めることを明記しています。

【参考】

※1 議事機関 条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。

※2 議会の主な権限、機能

①議決権 (地方自治法第96条関係)

地方自治法の規定に基づき、予算、条例、契約等、自治体の組織や運営は議会による議 決を経なければなりません。また、議決項目については、自治法等で規定されていますが、 独自に条例で議決事項を追加することもできます。

②検査閲覧権・監査請求権 (地方自治法第98条関係)

議会は、執行機関の事務に関する書類及び計算書を検閲し、首長、教育委員会等、その他法律に基づく委員会又は委員に報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び 出納を検査することができます。また、議会は、監査委員に対し、執行機関の事務に関する 監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができます。

③意見書提出権 (地方自治法第99条関係)

議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政 庁に提出することができます。

④調査権 (地方自治法第100条関係)

議会は、執行機関の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができます。また、議会の担うべき監視機能、調査機能、政策形成機能などを効率的に発揮するために学識経験者等の知見を活用することができます。

⑤政策提言及び議案提出 (地方自治法第112条関係)

議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができます。ただし、予算については、調製・提案権限が首長にあるため、この限りではありません。

- **※3 審議** 本会議(**※7**)においての付議事件について説明を聞き、質疑、討論し、表決する といった一連の過程を指します。
- **※4 審査** 委員会において付託を受けた議案、請願等について、議論し、結論を出す一連 の過程を指します。
- **※5 質疑** 主に本会議の議題に供された事件に対し、疑義を質すことをいい、町長から提出されたものに対しては町長に、議員から提出されたものは議員に対して行います。
- **※6 質問** 本会議での一般質問及び緊急質問のみならず、本条では、委員会、全員協議会等で行う、町民に代わり行財政の運営を監視するという議員固有の権能(質問権)としての広い意味での質問を指します。
- **※7 本会議** 議員全員が議場に集まって議会の最終的な意思決定を行う会議のことです。 町長等に一般質問を行い町政全般について所信を問うことや、提出された議案や議会として の意見表明などの議決はすべて本会議において行われます。

なお、本会議の議事は地方自治法及び会議規則等に定められた詳細なルールに従って 運営され、会議の内容は会議録の形で記録されるほか、会議公開の原則により原則として自 由に傍聴できます。

- ※8 条例第4条第2項第3号の趣旨を明確化したものが、第8条(町民との関係)となります。
- ※9 議案 議会の議決の対象となる、町長、議員または委員会が議会に提出する案件。

第 4 章 町民と議会の関係

(町民との関係)

- 第8条 議会は、町民に対し積極的に議会活動に関する情報を公開し、説明 責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用を行うとともに、各委員会にあっては法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、少なくとも年1回以上の町民、町民団体、特定非営利活動法人等との議会報告を兼ねた意見交換会の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案等の拡大を図るものとする。
- **4** 議会は、請願及び陳情を町民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応するものとする。
- 5 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果について、次条に定める日出町議会報等により公表するものとする。

【解説】

情報公開(情報発信・情報共有)、町民参画(参考人制度・専門的知見の活用・意見交換会)、広報及び公聴等を積極的に行うことを定めています。

- 第1項 現在、日出町議会では、議会広報紙、議会ホームページのほか、会議録や視察研修報告の公開など町政や議会活動に関する情報を公開していますが、多様な手段を用いて、さらなる充実を図り、町民への説明責任を果たしていくことを規定しています。
- 第2項 議会における審議の充実と、議会が担うべき監視機能、調査機能、政策形成機能など最大限に発揮するために、公聴会制度(※1)及び参考人制度(※2)を十分に活用し、専門的知見を議会の討議に反映させるよう努めることを規定しています。
- 第3項 自由に意見を出し合い議論する双方向的な集まりとして、少なくとも年 1回、町民や各種団体等との議会報告を兼ねた意見交換会を実施することにより、 町民の多様な意見の集約による町政の課題解決、議会及び議員の政策提案等 の拡大を図ることを規定しています。

第4項 特定の事項について、利害関係を有する住民が、官公署にその実情を訴え、当局に適切な措置を要望する行為である請願(**※3**)及び陳情(**※4**)は、町民による幅広い提案や意見と位置付け、誠実に対応し、必要な処理を行います。

第5項 重要な議案等に対する各議員の態様を日出町議会広報等で公表し、 議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報を提供することを規定 しています。

(議会広報の発行)

- 第9条 議会は、町政に係る重要な情報を常に町民に対して周知するために、 議会独自の視点から、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用す ることにより、広報の充実を図り、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう努 めなければならない。
- 2 議会は、情報発信の一つとして、日出町議会報(以下「議会だより」という。) の年4回以上の発行を行い、議会広報活動に積極的に努めなければならない。
- 3 議会は、議会だよりの充実を図るため、法第109条第1項の規定により議会報編集特別委員会を置く。
- 4 議会だよりは、議会報編集特別委員会委員が自ら編集を行うものとする。

【解説】

第1項 町民が、町政にかかる重要な議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報を入手できるよう、議会広報誌、議会ホームページといった情報通信の技術を利用した手法により、議会独自の視点で、効果的に情報の発信を行い、議会及び議員の活動に対する理解と信頼を深めるよう努めなければならないことを規定しています。

第2項、第3項及び第4項 第1項の規定を実現するため手段の一つとして、 議会報編集特別委員会を設置して日出町議会報「議会だより」を発行し、議会 広報活動に積極的に取り組むとともに、広報に関する議論を通じて、さらなる広 報の充実を図るよう努めなければならないことを規定しています。

【参考】

※1 公聴会制度 委員会に付託された事件の審査において、住民から賛否の意見を聞いて

- 参考にしようとする場合に、公聴会を開催します。公聴会は、議長名で開催の日時、場所及び 意見を聞こうとする案件を公示し、公述人を決定するなど、複雑な手続きが必要となります。
- **※2 参考人制度** 議会が議案、陳情審査や所要の調査において、審議の充実を図るため、 委員会において必要と認めるときに、利害関係人、学識経験者等を参考人として招致し、意 見を聞くことができる制度です。公聴会制度より簡便な手続きで住民の意見を聞くことができ ます。
- ※3 請願 国、地方公共団体の事務に関するすべての事項に関して、議会に対して要望や意見を述べ希望を表明することができる、憲法で保障された国民の基本的権利です。議会は請願の受理・審議を通して住民の意思をくみ取り、採択に至れば議会の意思として住民の願望である請願の趣旨の実現に努めます。なお、議会に請願書を提出する場合には、議員の紹介がなければなりません。
- **※4 陳情** 陳情に類するものに、嘆願書・要望書・決議書・意見書・要請書・お願いなどがあります。この取り扱いについては、議長が必要であると認めるものは、請願書(**※4**)の例により処理することになっています。なお、紹介議員は必要ありません。

第 5 章 議会と行政の関係

(議会と町長等の関係)

- 第10条 議会は、二元代表制の下、町長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに政策の立案、政策提言等を通じて町民福祉の向上及び町政の発展に取り組まなければならない。
- 2 議会は、審議における議員と町長等との関係を次に掲げるところにより、緊 張関係を保持するよう努めなければならない。
 - (1)本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うこと。
 - (2)本会議における質問及び発言は、町民の目線で要点のみ分かりやすく 述べ、中傷的、わい曲的発言は厳に慎むこと。
 - (3)会議等において町長等及びその補助職員は、議員の質疑、質問等に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができるものとし、論点及び争点を明確にすること。

【解説】

議会と町長は相互に対等な関係にあり、自治体運営の車の両輪として適度な 均衡・対等関係を保ちながら、相互の理解・協力の上でそれぞれの職責を果たし、 町民福祉の向上と町政の発展に努めなければならないことを定めています。

- **第1項** 議会が、町長等の事務の適正な執行を確保するために、町長等の事務を厳正に監視・調査するという議会の責任を明確化しています。
- **第2項** 議案審議・審査における議員と町長等との関係を規定しています。
- (第1号及び第2号)本会議における質疑・質問・発言・応答について明確化しています。質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にし、集中的かつスピード感のある議論に資するものとして、一問一答方式で行います。また、質問や発言は、傍聴者にも分かりやすく、町民の目線で行うよう努め、町長等にも分かりやすい答弁を求めるものです。
- (第3号)従来、本会議や委員会に出席した町長等及び補助職員は、一方的に質疑・質問に答えるだけでしたが、丁寧かつ要点を押さえた答弁を確保するため、また、論点及び争点を明確にするために、議員の質疑・質問が不明確であったときは、議長又は委員長の許可を得て聞き返す(反問する)ことができることを

規定しています。質問の根拠や趣旨、又は考え方について問う(反論する)ことは、認めていません。

(政策等の監視及び評価)

- **第11条** 議会は、町長から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、 論点を明確にするため、必要に応じて次に掲げる政策形成過程の事項について明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 政策等を必要とする原因又は背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策等の状況及び比較検討の結果
 - (4) 日出町総合計画との整合性
 - (5) 政策等決定において参考にした法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に必要な財源措置及び将来にわたるコスト計算
 - (7) 政策等決定に係る町民参加の状況及びその内容
- 2 議会は、重要な政策等の執行について、執行後にも断続的に報告を求め、 効果や成果について監視及び評価に資する審議に努めるものとする。
- **3** 議会は、町長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

【解説】

第1項及び第2項並びに第3項 議会の権能のうち、町長等との関係で生じてくる監視機能及び評価機能について明文化したものです。町長から提案された重要な政策等を含む議案は、その提案の根拠を明らかにするために、必要に応じて町長等に説明を求めること、また、執行後も断続的に中間報告を求め、効果や成果についての監視及び評価を行うことを規定しています。

(予算又は決算における政策説明資料の作成)

第12条 議会は、町長が予算案又は決算案を議会に提出し、議会の審議 に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業 別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

【解説】

条例第11条の政策等の監視を、予算案及び決算案に特化し規定するものです。議会は、町長から提案された予算案、決算案の審議に当たっては、審議をより深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成・提出を求めること定めています。その内容や範囲は、今後も、議会運営委員会で審議し、より充実するよう努めます。

(議会の議決すべき事件)

第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、日出町 総合計画を策定又は改定することとする。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、議会が議決しなければならない事項は15項目(※1)定められ、同条第2項では、それ以外に議決が必要な事項を追加できる旨の規定が定められています。これにより、持続的なまちづくりの実現に寄与する観点から、日出町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想である「日出町総合計画」の策定又は改定することを議会の議決すべき事件として定めるものです。

【参考】

※1 議会の議決事件

- ① 条例を設け又は改廃すること。 ② 予算を定めること。 ③ 決算を認定すること。
- ④ 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- ⑤ その種類や金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- ⑥ 特定の条件のもと財産を交換し、使用し、又はこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- ⑦ 不動産を信託すること。
- ⑧ 基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- ⑨ 負担付きの寄付又は贈与を受けること。
- ⑩ 特別な定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- ① 条例で定める重要な公の施設につき、長期かつ独占的な利用をさせること。
- ② 審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、調停、あつせん及び仲裁。
- ③ 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- ④ 公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- ⑤ その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項。

第 6 章 自由討議の拡大

(自由討議の合意形成)

- 第14条 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。
- 2 議長及び委員長は、議会が議論の場であることを十分に認識し、町長等に 対する会議等への出席要請は必要に応じて行い、議員相互の自由な討議が 行われるよう、会議等を運営しなければならない。

【解説】

第1項及び第2項 議長及び委員長(会議の主催者)は、議員相互の自由な 討議が行われるように会議を運営し、また、個々の議員は、他の議員の意見を尊 重しながら、議員相互の自由(※1)な討議で議論を尽くし、合意形成に努めること を定めています。

【参考】

※1 議員相互の自由な討議 会議に付された事件について、複数の議員がそれぞれの立場でその適否について意見を述べ合い、自由に議論することで議会の意思形成を図ることをいいます。これは合議制である議会の本質をなすものであり、独任制である町長にはない機能です。

第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員政治倫理)

- 第15条 議員は、町民全体の代表者として、自らの役割及び倫理性を深く 自覚し町民の負託に応えるとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行 使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならな い。
- 2 議員の政治倫理については、別の規定で定める。

【解説】

- **第1項** 議員は、その活動の公正を確保し、職責に不信を招くようなことなく自らその役割を深く自覚し、町民の負託に値する高い倫理義務に徹しなければなりません。また、その職権や地位による影響力から、一般の職員より高い倫理の保持が求められており、特定の利益の実現を求めて公共の利益(町民福祉)を損なうことがあってはならないことから、本条で議員の倫理的義務を規定しています。
- **第2項** 議員の政治倫理については、「日出町議会議員政治倫理規定」で別にこれを定めることを規定しています。

(議員定数)

- 第16条 議員の定数は、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、法令及びこの条例で定める活動の推進と、議会の備えるべき監視・調査機能、政策形成機能の確保という観点を踏まえて、これを定める。
- 2 議員定数の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

【解説】

第1項 議会を構成する議員の規模が、議会の機能・役割を左右することになること、また、町民の意思を十分に吸収し、小数意見の排除を避けることなど議会の審査能力と町民意見の適正な反映の確保は、議会の責務を果たすための基

本であると考えられます。したがって、議員定数を改定するに当たっては、単純に、行財政改革といった財政的・効率的な観点からだけでなく、町の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、法令や本条例で定める議会の活動の推進、広範多様な町民意見の把握という議会の役割、また、多面的な視点から捉えるべき町政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを確保するという観点から決定するものとすることを規定しています。

第2項 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定(条例の制定または改廃の請求)による直接請求及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第112条(議員の議案提出権)により、必ず委員会又は議員が提案するものとすることを規定しています。

(議員報酬)

- 第17条 議員報酬は、議員としての広範な活動範囲及び調査審議事項の 複雑多様化のほか、町の財政状況、社会情勢等を踏まえて、これを定める。
- 2 議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

【解説】

- 第1項 議員活動の実態は、議会・委員会に出席する「公務活動」だけでなく、「準公務活動」としての任意設置の会議や勉強会、議会を超えた研修会、さらには非公務の「政治活動」としての地域住民や支持者からの要望や意見聴取、町民や各種団体との意見交換会や地域イベント事業への参加・協力など広範囲に及んでいます。また、議員の広範な職務遂行と議会が有する権能や役割の大きさからも、一定水準の報酬の保証が必要であると考えられます。このような実態を踏まえながら、町の財政状況、社会情勢等をも考慮し、議員報酬を決定するものとすることを規定しています。
- 第3項 議員報酬の条例改正案は、議員定数の条例改正案と同様に行います。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革特別委員会)

第18条 議会は、議会の改革及び活性化に継続的に取り組むため、議会 に議会改革特別委員会を置く。

【解説】

地方議会に対する社会情勢、町民からの議会に求められる活動、また、日々変化していく行政事務に対応するため、継続して議会改革が必要です。今後もさらなる議会改革に取り組むために、議会改革特別委員会を設置します。

(議員研修の充実)

- 第19条 議会は、議員の資質及び政策形成、政策立案に係る能力の向上 を図るため、年1回以上の議員研修を行い、充実強化に努めるものとする。
- 2 議会及び議員は、町政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の 事例等を調査研究するよう努めなければならない。特に旅費を伴う視察研修 (以下「視察研修」という。)は目的を明確にし、その成果を町政及び議会活動 に十分に反映させなければならない。
- 3 議員は、視察研修後に速やかにその研修に係る目的、成果等を記した報告書を提出しなければならない。

【解説】

- 第1項 議員は、本条例に定める活動を行うため、また、議員の資質及び政策 形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議長あるいは議会改革特別委 員会主催により、各分野の専門家を講師に、議員研修を年1回以上実施し、そ の充実強化に努めなければならない。
- 第2項及び第3項 先進地視察研修の意義と目的について規定しています。 視察研修は、総務産業委員会、福祉文教委員会、議会報編集特別委員会、議 会運営員会が年に一度実施します。インターネットでは得られない先進地の施策 や議会運営など生きた情報を見聞し、学び感じたことを確実に町政や議会に反 映させるよう努めるものです。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

【解説】

二元代表制の一翼を担う議会は、政策立案、政策提言能力を向上させ、その機能をより一層充実させることが求められており、議会の庶務的事務や議長及び議員の職務を補助する組織として設置された議会事務局の役割は増大しています。このため、議会事務局も従来の機能に加え、調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制を強化するよう努めるものとすることを定めています。

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の主旨を踏まえ、議会機能の充実強化を図るため、町長と調整を行い、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

本条で定めた活動を行うこと及び議会としての機能を果たすためには予算が必要であり、そのために予算確保することを定めています。

第 9 章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

本条例において定められた内容は、議会における基本的な事項を定めた最高 規範性を有するものであり、議会に係る他の条例、その他の規定を制定し又は改 廃しようとするときは、本条例との整合性を図ることはもちろん、本条例の趣旨に 矛盾し、又は本条例の規定に抵触するものであってはならないことを規定してい ます。

(見直し手続)

- **第23条** 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、改正の必要があると認められる場合は、十分に検討し、適切な措置を講ずるものとする。
- **2** 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であって も、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

- 第1項 社会経済情勢の変化、地方分権の進展に伴う町政や議会の在り方、町民意見などを勘案し、本条例に対し不断の検討を重ねることとします。また、町民福祉向上や町の発展の方向性に作用する要因をさまざまな観点から吟味して、必要があると認められる場合には、本条例の改正を含めた所要の措置を講ずることができることを規定しています。
- **第2項** 本条例は、最高規範性を有することから高度な安定性が求められますが、町行政や議会を取り巻くさまざまな動きに対する適応性・可変性も欠くことができません。このため、本条例の根幹となる部分は安易に見直さ

れるものとなりえませんが、第1項の規定により、本条例を改正する場合は、 慎重に議論と検討を重ね、全議員が賛同する改正案であっても、本会議に おいて改正の理由と背景を詳しく説明しなければならないことを規定してい ます。

(条例の遵守等)

- **第24条** 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法令を遵守して議会を運営し、町民の負託に応えなければならない。
- 2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、新人議員に対し、任期開始後に速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- 第1項 議会及び議員は、公式の議会活動・議員活動としてその職務を行い、 又はその権限により活動するときは、本条例及び議会に関する他の条例、規則 その他の法規(※1)を遵守しなければならないことを規定しています。なお、条例 第15条(議員政治倫理)については、議員としてその身分があるときは、常に遵 守しなければなりません。
- **第2項** 一般選挙を経て議員として身分を与えられた新人議員は、任期開始と ともに本条例を遵守し、町民の負託にこたえなければなりません。そのため、議会 は、任期開始後に速やかに、新人議員に対して本条例の研修を行わなければな らないことを規定しています。

【参考】

※1 日出町議会に関する条例、規則及びその他の議会運営に関する規定

- 1. 日出町議会議員定数条例 (平成14年7月5日条例第20号)
- 2. 議会定例会の回数を定める条例 (昭和31年10月1日条例第13号)
- 3. 日出町議会会議規則 (昭和62年7月15日議会規則第1号)
- 4. 日出町議会投票用紙規定 (昭和62年7月15日議会告示第1号)
- 5. 日出町議会委員会条例 (昭和51年6月29日条例第18号)
- 6. 日出町議会運営委員会規定 (平成3年6月29日議会告示第1号)
- 7. 日出町議会傍聴規則 (昭和62年7月15日議会規則第2号)
- 8. 日出町議会委員会傍聴規則 (平成27年14年3月23日議会規則第1号)
- 9. 日出町議会議決事件指定条例 (昭和47年2月10日条例第1号)
- 10. 日出町議会事務局設置条例 (平成33年条例第8号)

- 11. 日出町議会事務局規定 (昭和48年4月17日議会告示第1号)
- 12. 町議会事務局設置促進要綱 (昭和33年告示)
- 13. 日出町議会が管理する公文書の公開等に関する規定

(平成13年3月1日議会告示第1号)

- 14. 日出町議会公印規定 (昭和51年6月29日議会告示第2号)
- 15. 日出町議会議員記章規定 (昭和51年6月29日議会告示第4号)
- 16. 日出町議会報編集特別委員会規定 (平成2年7月13日議会告示第1号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 1月 1日から施行する。

(日出町議会議決事件指定条例の廃止)

2 日出町議会議決事件指定条例(昭和47年日出町条例第1号)は、廃止する。

(日出町議会委員会条例の一部改正)

3 日出町議会委員会条例(昭和51年日出町条例第18号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第1項中「おいて」の次に「、他の条例に定めるものを除き」を加える。

【解説】

条例の施行日を平成28年1月1日とするものです。「施行」とは、法令の効力を一般的・現実的に発動し、作用することです。法令は、それが公布され、施行されて初めて効力を発生します。